

現行  
定 款

改正後  
定 款

一般社団法人日本生理学会

一般社団法人日本生理学会

平成22年3月31日作成  
平成18年6月20日認証  
平成18年8月14日設立

平成24年3月30日改正  
平成22年3月31日作成  
平成18年6月20日認証  
平成18年8月14日設立

## 定 款

### 第1章 総則

#### 第1条（名称）

当法人は、一般社団法人日本生理学会と称する。

#### 第2条（主たる事務所の所在地）

当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

#### 第3条（目的）

当法人は、生理学に関する学術の進歩発展をはかり、日本国民の健康増進の充実に寄与することを目的とする。

#### 第4条（事業）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- （1）生理学の調査研究に関する会員間の情報交流
- （2）生理学に関する調査研究の奨励並びに顕彰
- （3）生理学に関する一般国民に対する啓発普及
- （4）海外の学会との連絡及び交流
- （5）機関誌及びその他の刊行物の発行
- （6）書籍の編集及び出版
- （7）セミナーの開催
- （8）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 定 款

### 第1章 総則

#### 第1条（名称）

当法人は、一般社団法人日本生理学会と称する。

#### 第2条（主たる事務所の所在地）

当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

#### 第3条（目的）

当法人は、生理学に関する学術の進歩発展をはかり、日本国民の健康増進の充実に寄与することを目的とする。

#### 第4条（事業）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- （1）生理学の調査研究に関する会員間の情報交流
- （2）生理学に関する調査研究の奨励並びに表彰
- （3）生理学に関する一般国民に対する啓発普及
- （4）海外の学会との連絡及び交流
- （5）機関誌及びその他の刊行物の発行
- （6）書籍の編集及び出版
- （7）セミナーの開催
- （8）前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

## 第4章 役員

### 第18条（員数）

当法人に次の役員を置く。

（1）理事

5名以上40名以内

（2）監事

2名以上5名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とする。また、理事のうち5名までを副会長とすることができる。
- 3 会長は一般法人法上の代表理事とする。

### 第19条（選任等）

理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

### 第20条（理事の職務権限）

会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## 第4章 役員

### 第18条（員数）

当法人に次の役員を置く。

（1）理事

5名以上40名以内

（2）監事

2名以上5名以内

- 2 理事のうち、1名を会長とする。また、理事のうち6名までを副会長とすることができる。
- 3 会長は一般法人法上の代表理事とする。

### 第19条（選任等）

理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、社員総会又は理事会の決議によって理事の中から選任する。

### 第20条（理事の職務権限）

会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、当法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。